

原議保存期間 10年
(平成25年12月31日まで保存)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁生企発第234号
平成15年7月28日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備業者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育の警備員教育の教育時間数への算入に係る指導指針について

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条第2項の規定による警備員に対する教育（以下「警備員教育」という。）は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第26条に定めるところにより行うこととされているところであるが、警備業者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育の警備員教育の教育時間数への算入については、特段の定めが置かれていない。

そこで、警備業者がその警備員に対する教育を当該警備業者又はその従業者以外の者により実施する場合に、当該教育を警備員教育の教育時間数として算入することを認める基準として、別添のとおり「警備業者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育の警備員教育の教育時間数への算入に係る指導指針」を定めたので、各都道府県警察においては、当該指針に基づき、警備員教育が適切かつ効果的に行われるように、管轄区域内の警備業者に対する指導監督に努められたい。

別添

警備業者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育の警備員教育の教育時間数への算入に係る指導指針

1 警備員教育の基本的な考え方

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により、警備業者は、その警備員に対し、警備業務を適正に実施させるため、教育（以下「警備員教育」という。）を行わなければならないとされており、警備業者は、その責任において警備員教育を実施する義務を負っている。

また、警備員教育は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）第26条において、基本教育及び業務別教育とされ、それぞれ対象となる警備員の区分、教育事項、教育時間数、教育を行う者（以下「教育事項等」という。）について定められるとともに、警備業者は、その警備員指導教育責任者（以下「指導教育責任者」という。）が作成する「教育期ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した計画書」（府令第46条第1項第4号。以下「教育計画書」という。）に基づき、警備員教育を適切かつ効果的に行わなければならないとされている。

したがって、警備業者は、その責任において警備員教育を実施しなければならないが、そのすべてを自ら又はその従業者により行うことまでは要せず、その責任において実施するものであり、法及び府令に定めるところに反しない範囲で、その者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育を警備員教育の一部と認め、教育時間数に算入することができる。

2 警備員教育の教育時間数への算入が認められる教育の方法

警備業者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育（以下「部外実施教育」という。）のうち、警備員教育の教育時間数への算入が認められるものは、講義の方法又は実技訓練の方法で実施される基本教育及び業務別教育とし、実地教育の方法により行う業務別教育については、警備業務の実施の現場においてマン・ツー・マン方式で行われる当該教育の方法の特性にかんがみ、警備業者又はその従業者以外の者が実施することは適当でないため、警備員教育の教育時間数へ算入する対象から除外するよう指導すること。

3 警備員教育の教育時間数への算入が認められる教育を行う警備業者又はその従業者以外の者の範囲

警備業務について高度な専門的知識及び技能を有する部外の講師等を招聘し、警備業者が使用し、又は管理する施設において実施する部外実施教育については、その教育事項等が府令第26条の定めるところに適合し、かつ、警備業者が、その指導教育責任者が作成する教育計画書に記載する教育計画に基づき、警備員の知識及

び能力の水準に照らし適切かつ効果的に実施するものであれば、警備員教育の教育時間数への算入を認めるものとする。

一方、警備業者が使用し、又は管理する施設以外で実施される他者実施に係る部外実施教育の警備員教育の教育時間数への算入については、法第11条第2項において、警備業者は、「その警備員」に対し、警備業務を適正に実施させるため、教育を行わなければならないとされていることにかんがみ、当該部外実施教育の実施者の法的な性格、警備業者自身の教育への関与の態様等を踏まえ、警備業者がその責任の下に適切かつ効果的に実施するものである場合に限定してこれを認めることが妥当である。

このため、警備業者が使用し、又は管理する施設以外で実施する部外実施教育の警備員教育の教育時間数への算入については、次に掲げる者による部外実施教育であって、その教育事項等が府令第26条の定めるところに適合し、かつ、当該警備業者が、その指導教育責任者が作成する教育計画書に記載する教育計画に基づき、警備員の知識及び能力の水準に照らし適切かつ効果的に実施するものである場合に限定して認めるものとする。

警備業務の適正な運用を確保し、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人で警備員及び警備業関係者に対する教育訓練に係る事業を行うもの

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号及び第1号の2に掲げる事業協同組合又は事業協同小組合で、組合員の事業に関する知識の普及を図るための教育（中小企業等協同組合法第9条の2第1項第4号）をその事業とし、組合員である警備業者の警備員に対する警備員教育を行うもの

複数の警備業者がその警備員教育を共同して実施することを約することにより成立した民法上の組合その他の団体

4 指導上の留意事項

(1) 部外実施教育の警備員教育要件該当性等の確認

指導教育責任者は、府令第28条第2号の規定により、教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施を管理することとされている。そこで、部外実施教育を警備員教育に算入する場合には、警備業者の責任において、当該教育を受ける警備員の属する営業所の指導教育責任者に、当該部外実施教育が、府令第26条に規定する教育事項等の定めるところに適合していること並びに当該教育を受ける警備員の知識及び能力の水準に照らし適切かつ効果的なものであることを、事前に確認させるよう指導すること。

(2) 部外実施教育の教育計画書への記載

部外実施教育を警備員教育へ算入する場合には、当該教育を受ける警備員の属する営業所の指導教育責任者が教育期ごとに作成する教育計画書に、府令第46条第1項第4号に掲げる事項を記載するほか、教育の内容ごとに実施者の氏名と

併せて実施先の名称及び連絡先を明確に記載し、当該教育を、警備業者の責任において、警備員教育として位置付けて実施していることを明らかにするよう指導すること。

(3) 部外実施教育の実施者に関する事項の警備員名簿への記載

部外実施教育を警備員教育に算入した場合には、警備業者に対して、警備員名簿に、当該警備員に対して行った部外実施教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名（府令第46条第1項第1号ロ）のほか、教育の内容ごとに実施者の氏名と併せて実施先の名称及び連絡先を明確に記載し、部外実施教育を警備員教育として位置付けたことを明らかにするよう指導すること。

(4) 府令第46条第1項第5号に掲げる書類への受講証明書等の添付

部外実施教育を警備員教育に算入した場合は、当該教育を受けた警備員の属する営業所の指導教育責任者を、「教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となった警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類」（府令第46条第1項第5号。以下「教育実施簿」という。）その他警備員教育の実施に関する記録の記載について監督するに当たっては、実施先が発行する受講証明書等当該部外実施教育による警備員教育に係る教育実施簿の記載事項を疎明する書面を教育実施簿に添付するように指導すること。

5 部外実施教育を警備員教育へ算入することの妥当性の検証

警備業者が、その警備員に対して、その指導教育責任者が作成する教育計画書に記載する教育計画に基づき、部外実施教育を活用して適切かつ効果的に警備員教育を実施しているか否か、また、指導教育責任者が、当該部外実施教育の警備員教育の教育時間数への算入について、教育計画書に基づき、警備員教育の実施を適正に管理しているか否かについては、法第13条第1項の規定による報告又は立入検査を行うなどにより、営業所に備え付けられた教育計画書及び警備員名簿の記載事項、並びに教育実施簿に添付された受講証明書等の記載内容等を確認することのほか、当該部外実施教育を受けた警備員又はその実施者に対してその教育内容等を確認することにより検証すること。

